

民生常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 132 号 令和 3 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中		
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	11 目、13 目を除く
3 款 民生費	全部	
2 款 総務費	1 項 総務管理費	5 目、6 目、9 目
	3 項 戸籍住民基本台帳費	
9 款 消防費	1 項 消防費	3 目を除く

議案第 134 号 令和 3 年度八戸市立市民病院事業会計補正予算

議案第 141 号 令和 3 年度八戸市霊園特別会計補正予算

議案第 149 号 八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 150 号 八戸市霊園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 136 号 令和 3 年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 144 号 令和 3 年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 151 号 八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 142 号 令和 3 年度八戸市介護保険特別会計補正予算

議案第 143 号 令和 3 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計補正予算

議案第 148 号 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 156 号 令和 3 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中		
3 款 民生費	全部	

● 請願提出者からの趣旨説明

令和 3 年請願第 2 号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度創設を求める請願

● 請願審査

令和 3 年請願第 2 号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度創設を求める請願

● 委員派遣について

[民生協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について
- 2 令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金について

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正の理由

令和4年2月14日の新住民基本台帳等システム移行に伴い、性的少数者に配慮し、印鑑登録及び証明に係る事項から性別の表記を削除するとともに、その他所要の改正を行うためのもの。

2. 改正の主な内容

印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から性別を削除する。

3. 施行期日

規則で定める日から施行する。ただし、その他所要の改正は、公布の日から施行する。

八戸市霊園条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

東霊園に合葬墓を設置し、その管理について必要な事項を定めるとともに、その他規定の整備を行うためのもの。

2 改正の主な内容

(1) 合葬墓使用者の資格

- ① 現に使用することができる祖先等の墳墓を有しないと認められ、かつ、市営霊園内一般墓地（以下「一般墓地」という。）の使用の許可を受けていない者で、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 当市に引き続き1年以上住所を有し、かつ、焼骨を埋蔵しようとする者
 - (イ) 死亡時において当市に引き続き1年以上住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者
 - (ウ) 当市に引き続き1年以上住所を有する満65歳以上の者で、自己の死後にその焼骨を埋蔵する者を選任することができるもの
- ② 一般墓地に埋蔵している焼骨を合葬墓に改葬し、一般墓地を返還しようとする者

(2) 合葬墓の使用料

1体につき 65,000円

合葬墓使用者の資格②は、当該一般墓地の1区画に埋蔵している焼骨を1体とみなして、これを適用する

3 施行期日

- ・令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- ・この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

4 その他

- ・合葬墓使用者の資格①(ア)及び(イ)の焼骨保有者の募集は令和4年3月から開始予定
- ・①(ウ)及び②の募集は焼骨保有者の募集とは別に募集期間、募集枠を設けて開始予定

議案第151号 八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

乳児に係る一部負担金の免除の対象となる保護者の所得制限及び出産育児一時金に係る支給額について所要の改正をするためのものである。

2. 改正内容

- (1) 八戸市子ども医療費給付条例の一部改正に伴い、一部負担金免除の対象となる乳児の保護者の所得制限に係る規定について必要な改正をするもの。
- (2) 出産育児一時金の総額（42万円）は据え置きとし、産科医療補償制度の掛金の見直しに伴い、支給額を改正するもの。

現 行	●第6条第1項 出産育児一時金の支給額 40万4千円 ただし、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算する。
改正後	●第6条第1項 出産育児一時金の支給額 40万8千円 ただし、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算する。

【参考】

八戸市国民健康保険条例施行規則の一部改正（予定）

現 行	●第5条第2項 産科医療補償制度対象の出産の場合は、 1万6千円 を加算する。
改正後	●第5条第2項 産科医療補償制度対象の出産の場合は、 1万2千円 を加算する。

3. 施行期日等

- (1) この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- (2) 改正後の第5条第2項の規定は、この条例の施行日以後に受けた療養の給付に係る一部負担金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。
- (3) 改正後の第6条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）」の一部改正に伴い、本市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 電磁的記録について（第 5 条第 2 項から第 6 項までを削除、第 38 条第 2 項を削除、第 53 条を追加）

特定教育・保育施設等における書面の作成や交付等について、電磁的記録により行うことを可能とするもの。

改正前	改正後
—	○特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存等に関して書面で行うことが条例で規定されているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができる。
○特定教育・保育施設等は、重要事項を記した文書の交付について、保護者の承諾を得た場合には、電磁的記録により行うことができる。	○特定教育・保育施設等は、条例の規定による書面の交付等について、保護者の承諾を得た場合には、電磁的記録により行うことができる。
○特定教育・保育施設等は、教育・保育の質の向上を図る上で必要と認められる対価（上乗せ徴収）の支払いを求める際は、保護者から文書による同意を得なければならない。 ○特定教育・保育施設等は、小学校等に対して子どもに関する情報を提供する際には、保護者から文書による同意を得なければならない。	○特定教育・保育施設等は、条例の規定による書面での同意の取得について、保護者の承諾を得た場合には、電磁的記録により行うことができる。

(2) その他（第 42 条第 1 項第 3 号、第 4 項第 1 号及び第 5 項を改正）

特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関する規定について、文言の修正等を行うもの。

3 施行期日

公布の日

○民生常任委員会付託

番号	令和3年請願第2号	受理年月日	令和3年12月7日
件名	加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度創設を求める請願		
提出者	八戸市根城七丁目7-19 全日本年金者組合青森県本部三八支部 支部長 高橋 靖昌		
紹介議員	山名 文世、田端 文明、苫米地 あつ子、久保 しょう		
要旨			
<p>加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となる。また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減って、脳機能が低下、鬱や認知症につながる傾向が強いと専門家が指摘している。日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国40%台なのに日本は10%台と低く、日本での補聴器の普及が求められている。</p> <p>しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり平均15万円であり、保険適用ではないため全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者は僅かで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度がある。</p> <p>国に対して高齢者の補聴器購入の公的補助制度創設を求める意見書採択は、7県183市区町村で採択され前進しているが、自治体独自の公的補助制度の確立は52市区町村にとどまっている。補聴器のさらなる普及で高齢になっても心身とも健やかに過ごすことができ、鬱や認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。</p> <p>以上のことから、標記のとおり請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加齢性難聴の補聴器購入に係る八戸市独自の公的補助制度を創設すること。 			

令和3年請願第2号

加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度創設を求める請願について

1 当市における補聴器購入に対する助成制度等について

障害者総合支援法により、聴覚の身体障害者手帳所持者に対して、補聴器購入費の助成（補装具費支給制度）があるほか、身体障害者手帳を所持していない18歳未満の軽度・中等度難聴者に対して、市及び県により助成制度が設けられている。（所管：障がい福祉課）

なお、医師による診療や治療などのために直接必要な補聴器の購入のための費用で、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額は、医療費控除の対象となる。（国税庁ホームページより）

2 全国の地方自治体の状況等について

『自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究』（令和3年3月、PwCコンサルティング合同会社が、国の補助事業により作成した研究報告書）によると、難聴高齢者に対する助成制度等（現物支給を含む）の実施状況（調査対象940自治体）については、「実施している」自治体数は36（3.8%）、「実施予定である」自治体数は10（1.1%）、「実施していない」自治体数は890（94.7%）となっている。

なお、実施していない理由としては「法令等の裏付けがない」が最多で、63.7%を占めている。

3 青森県内の動向について

県内10市のうち5市（当市を含む）の市議会で、加齢性難聴者等の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を採択し、国等へ意見書を提出しているが、独自の助成制度の創設に至っている市は皆無である。

また、八戸圏域連携中枢都市圏の7町村の各議会も同様に国等へ意見書を提出しているが、独自の助成制度の創設に至っている町村は皆無である。

4 国の動向について

全国市長会では、令和2年6月に「加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること」を国に提言しており、また、国立の医療研究機関等において、補聴器による認知機能低下予防の効果を検証する研究を行っているものの、現時点において、加齢性難聴者の補聴器購入に対する国庫補助制度や、独自に助成事業を行う地方自治体への地方財政措置を導入する動向は確認できない。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付するもの。

【コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）】

2 対象世帯

- (1) 令和3年12月10日（基準日）において、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

3 給付額

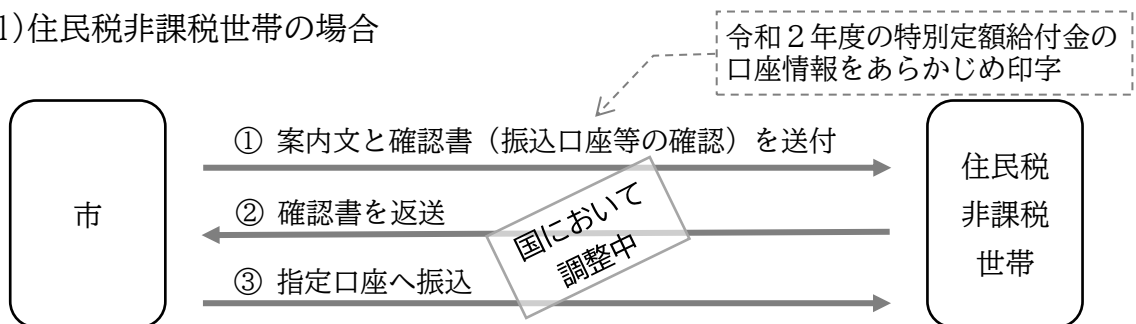
1世帯当たり10万円

4 対象世帯数（見込み）

(1) 住民税非課税世帯	約 32,000 世帯
(2) 家計急変世帯	約 7,000 世帯
計	約 39,000 世帯

5 事業スキーム（イメージ）

- (1) 住民税非課税世帯の場合



- (2) 家計急変世帯の場合

申請方式による（令和3年1月以降の任意の1か月の収入により支給要件を確認）

6 給付時期

未定

〔国から12月中に発出される予定の実施要領、実務Q&A、補助金交付要綱等が届き次第、出来るだけ速やかに準備を進め、給付を開始する。〕

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

1. 給付の概要

令和3年12月15日付の国の指針を受け、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金については、**対象児童1人当たり10万円**を現金で一括支給するもの。

2. 年内支給対象者

児童手当受給対象児童および同居する高校生 約23,500人（約13,200世帯）

3. 給付スケジュール

(1) 児童手当受給世帯【申請不要】

令和3年12月24日（金） 支給

(2) 高校生相当世帯、公務員世帯、新生児世帯【申請必要】

令和4年1月上旬 案内発送・申請受付

令和4年1月下旬以降 随時支給

4. 予算措置について（全額国庫負担）

事業費 1,775,000千円 12月補正予算（その2）

事務費 15,000千円 //

事業費 1,775,000千円 12月補正予算（追加提案予定）

計 3,565,000千円